

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【公表番号】特表2019-528070(P2019-528070A)

【公表日】令和1年10月10日(2019.10.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-041

【出願番号】特願2019-510673(P2019-510673)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/11	(2006.01)
C 4 0 B	40/06	(2006.01)
C 1 2 N	1/21	(2006.01)
C 1 2 N	1/15	(2006.01)
C 1 2 N	1/19	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
C 1 2 N	9/16	(2006.01)
C 1 2 N	15/63	(2006.01)
C 1 2 Q	1/6872	(2018.01)
C 1 2 N	1/11	(2006.01)
C 1 2 Q	1/6844	(2018.01)
C 1 2 N	15/55	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/11	Z
C 4 0 B	40/06	Z N A
C 1 2 N	1/21	
C 1 2 N	1/15	
C 1 2 N	1/19	
C 1 2 N	5/10	
C 1 2 N	9/16	Z
C 1 2 N	15/63	Z
C 1 2 Q	1/6872	Z
C 1 2 N	1/11	
C 1 2 Q	1/6844	Z
C 1 2 N	15/55	

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月3日(2020.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

核酸ライプラリであって、該核酸ライプラリは、少なくとも500の非同一のDNA分子を含み、各非同一のDNA分子は異なるgRNA配列をコードし、各gRNA配列は哺乳類遺伝子に相補的な標的ドメインを含み、および、少なくとも500の非同一のDNA分子の少なくとも約80%が、核酸ライプラリ中の非同一のDNA分子の各々について平均頻度の2倍以内の量で核酸ライプラリにそれぞれ存在する、核酸ライプラリ。

【請求項2】

各非同一のDNA分子は、約20%～約85%のGC塩基含有量を有する、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項3】

各非同一のDNA分子は、約30%～約70%のGC塩基含有量を有する、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項4】

少なくとも500の非同一のDNA分子の少なくとも約90%は、核酸ライプラリ中の非同一のDNA分子の各々について平均頻度の2倍以内の量で核酸ライプラリにそれぞれ存在する、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項5】

少なくとも500の非同一のDNA分子は、少なくとも2000の非同一のDNA分子を含む、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項6】

少なくとも500の非同一のDNA分子は、少なくとも3500の非同一のDNA分子を含む、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項7】

各非同一のDNA分子は、最大200の塩基の長さを含む、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項8】

少なくとも500の非同一のDNA分子は、生物学的経路において、遺伝子を標的とするgRNA配列をコードする非同一のDNA分子を含む、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項9】

少なくとも500の非同一のDNA分子は、全ゲノムにおいて、遺伝子を標的とするgRNA配列をコードする非同一のDNA分子を含む、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項10】

gRNAは単一のgRNAまたは二重のgRNAである、請求項1に記載の核酸ライプラリ。

【請求項11】

核酸ライプラリあって、該核酸ライプラリは少なくとも2000の非同一の核酸を含み、各非同一の核酸は異なるsgRNA配列をコードし、各sgRNA配列は真核生物の遺伝子に相補的な標的ドメインを含み、および、少なくとも2000の非同一の核酸の少なくとも約80%は、核酸ライプラリ中の非同一の核酸の各々について平均頻度の2倍以内の量で核酸ライプラリに存在する、核酸ライプラリ。

【請求項12】

各非同一の核酸は、約20%～約85%のGC塩基含有量を有する、請求項11に記載の核酸ライプラリ。

【請求項13】

少なくとも2000の非同一の核酸の少なくとも約90%は、核酸ライプラリ中の非同一の核酸の各々について平均頻度の2倍以内の量で核酸ライプラリ中にそれぞれ存在する、請求項11に記載の核酸ライプラリ。

【請求項14】

各非同一の核酸は最大で200の塩基の長さを含む、請求項11に記載の核酸ライプラリ。

【請求項15】

少なくとも2000の非同一の核酸が、生物学的経路において、遺伝子を標的とするsgRNA配列をコードする非同一の核酸を含む、請求項11に記載の核酸ライプラリ。

【請求項16】

少なくとも2000の非同一の核酸が、全ゲノムにおいて、遺伝子を標的とするsgRNA配列をコードする非同一の核酸を含む、請求項11に記載の核酸ライプラリ。

【請求項 17】

各非同一の核酸はDNA分子またはRNA分子を含む、請求項11に記載の核酸ライブラリ。

【請求項 18】

アンプリコンライブラリであって、該アンプリコンライブラリは複数の非同一のDNA分子含み、各非同一のDNA分子は増幅産物の集団中に存在し、各非同一のDNA分子は異なるgRNA配列をコードし、各gRNA配列は真核生物の遺伝子に相補的な標的ドメインを含み、および複数の非同一のDNA分子の少なくとも約80%は、アンプリコンライブラリ中の非同一のDNA分子の各々について平均頻度の2倍以内の量でアンプリコンライブラリにそれぞれ存在する、アンプリコンライブラリ。

【請求項 19】

各非同一のDNA分子は、約30%～約70%のGC塩基含有量を有する、請求項18に記載のアンプリコンライブラリ。

【請求項 20】

gRNAは単一のgRNAまたは二重のgRNAである、請求項18に記載のアンプリコンライブラリ。